

發送 第	號	大正二年七月十一日	大正年 月 日	日判決	淨寫校	合
---------	---	-----------	---------	-----	-----	---

大正二年七月十一日

校長

會計課 監

館件

エツチ、エル、フランク子當金ノ義ニ関シ
秘書、會計兩課長、依頼ノ件

議案野紙

小樽高等商業學校

案

昨年度豫算ニ計上相成候備分
國人諸給ノ内ヲ以テ明治四十五年
六月廿八日付京請大正元年八月廿
三日備入内許可相成候高品學及高
品實驗ヲ担任スルキ外國人教師ハ
人選ノ上獨國人エツチ、エル、フランクト
約締結シ豫算計上ノ通り一箇月
金四百圓及子當金五十圓交給致ス
相成候處今因テスモ最

致し候右金
トトヨ
出^ル其^ノ真^ニ
任^テ輕^クス^ル恐^レ
縮^ム不^レ得^ル候^ニ
去^レ會^ノ月^ノ認^ル約^ト
締^ル結^ス後^ノト^ク
日^ノト^リテ^ハ何^レ
ト^モ致^シ難^ク
方^ニ世^ノ之^ノ候^ニ付

二伺出、砌添付、契約書案中、子
当金五十円支給、件脱漏致し居ん
コトヲ發見、斯^レ才^ト小^レ事^ト人^トト、中^ニ契
約^ノ上^ニ停^ルル^{コト}ト、相^ニ成^ル甚^ク、困^ニ難^クト^モ生^ル
候^間備^入京^清當^初、廻^リ右^ノ契^約
書^案中^ニ、子^當五^拾円^ヲ加^ヘラ^レシ^豫
算^計上^ノ、通^シ配^付相^受ス^標取^也
計^方申^配通^相煩^レ度^更ニ^別取^也
契^約書^寫相^添、此^取及^シ申^依頼^也
也

小樽高等商業學校

年月日

校長

文部省

秘書會計課長宛

小樽高等商業學校長渡邊龍聖ト「ルイ、
フエゴ、フランク」ト、間ニ於テ次ノ契約ヲ締
結ス

第一條 大正二年四月一日（一九一三年四月一
日）以降滿三箇年間小樽高等商業學校
校ニ於テ商品學及商品實驗ノ教師ト
シテ「ルイ、フエゴ、フランク」ヲ傭聘ス

第二條 「ルイ、フエゴ、フランク」ハ本國ヨリ日本小
樽ニ至ル間ノ旅費トシテ金九百七拾五圓ヲ
受領ス

第三條 「ルイ、フエゴ、フランク」ハ俸給トシテ毎
月末ニ一箇月金四百圓及手當五拾圓
ヲ受領ス

小樽高等商業學校

但勤務日數一箇月未滿ナルトキハ其俸
給ハ勤務セル日割ノ計算ヲ以テ支給セ
ラル

第四條 「ルイ、フエゴ、フランク」ハ授業時間數
及時間割授業方針其他總テ學校ニ
關スル事項ニ就テハ該學校長ノ指揮
ヲ受クシ但「ルイ、フエゴ、フランク」ハ授業
時間毎週二十四時間ヲ超エ又ハ日曜ニ
執務ヲ命ゼラズ

第五條 「ルイ、フエゴ、フランク」ハ其受持學
科其他學校ニ關係スル事項ニ就テ其
意見ヲ提出スルコトヲ得但採否ハ當該

學校長ノ権限ニ属ス

第六條 フル、フゴ、フランクカ、學校ノ規則ニ違及シ又ハ當該學校ノ利益ト矛盾スル行動ヲモ、或ハ教師トシテノ名譽ヲ汚辱シ又ハ第一條^{附則}規定セラレタル學科ヲ教授スル能力ナキコト明ナル時ハ當該學校長ハ本契約ヲ解除スル權利ヲ有ス

第七條 フル、フゴ、フランクカ、病氣若ハ不可抗力ノ事情ニ依リ三十日間引續キ其義務ヲ履行シ能ハサル場合ニハ右期間終了後其病氣又ハ其事情ノ連續スル期間ハ第三條ノ規定ニ由ル俸給ノ

小樽高等商業學校

半額ノミヲ受領スルニ
前項ノ規定セラレタル同一原因ニ依リテフル、フゴ、フランクカ六十日ヲ經ンモ尚就職シ能ハサルトキハ當該學校長ハ本契約ヲ解除スル權利ヲ有ス

第八條 契約當事者ノ一方カ本契約ヲ解除セントシテ希望スルトキハ第一條ノ規定ニ契約期間ノ終了前トモ三箇月前ニ他ノ一方ニ其希望ヲ豫告スルトキハ隨時本契約ヲ解除スルコトヲ得

第九條 右契約解除カ當該學校ノ希望ニ出ントキハフル、フゴ、フランクカ契約解除ノ翌日より起算シ俸給三箇月分ニ

相當之金額ヲ受領スレシ若シ解除ノ
トキカ契約終了トテ三箇月以内ニ
トキハ契約期ノ殊期間ノ俸給ニ相當
スル金額ノミヲ支給セラルモトス
契約解除カルハ、フエゴ、フランクノ布
禮ニ出ントキハ同人ハ單ニ第三條第二項
ノ規定ニ依リ契約解除ノ當日ニ至ル
マテノ俸給日割計算ヲ以テスル支給
以外ノ請ボラ為スコトヲ得ス

第十條 本契約ノ各箇條ヲ履行シタル後
及本契約満期ニ至リタル時ハ、フエゴ、
フランクカ傭徒トナラサル場合又ハ同人カ
第七條第二項或ハ第九條第一項ノ

小樽高等商業學校

事情ノ下ニ其職ヲ辞スルトキハ同人ハ歸
國旅費トシテ金九百七拾五圓ヲ支給
セラルレシ

第十一條 本契約期間満了ノ後當該學
校カ尚本契約ヲ繼續セシムコトヲ希シ
スルトキハ契約満期二十日前ニ其意
志ヲフルハ、フエゴ、フランクニ表明スレシ
後日ノ爲當該事者双方ハ、契約書ニ
署名ス

大正二年三月卅一日 (小樽ニ於テ)

小樽高等商業學校長渡邊龍聖

西曆一九一三年三月卅一日

ルイ、フエゴ、フランク

獨國人ドクトルルイス、コニク庸入、際契約書案
申手當金支給方脱漏、付、突、は申出、却
了、素、た、特別、リ、以、契約書案、追加、付、追、徳
本、申、出、際、計、後、見、の、お、ろ、素、其、部、具、乙
之、部、た、は、宛、止、申、出、事、後、申、出、也
大正三年七月廿日

文部大臣官印秘書署名

文部大臣秘書官 栗山 直

文部大臣
官房秘書
課長 栗山 直

文 部 省

文部大臣官印秘書署名

文部大臣秘書官

山

栗山 直

文部大臣
官房秘書
課長 栗山 直

傳為尋常事務取扱已能聖旨

追、更、係、担任、指、印、の、指、印、申、出、下、と、ろ、こ、の、指、料

ト、セ、ろ、お、ろ、可、也、也、也、

高、外、の、お、ろ、指、印、の、可、成、一、定、の、使、用、也

う、し、お、ろ、使、用、可、也、也、